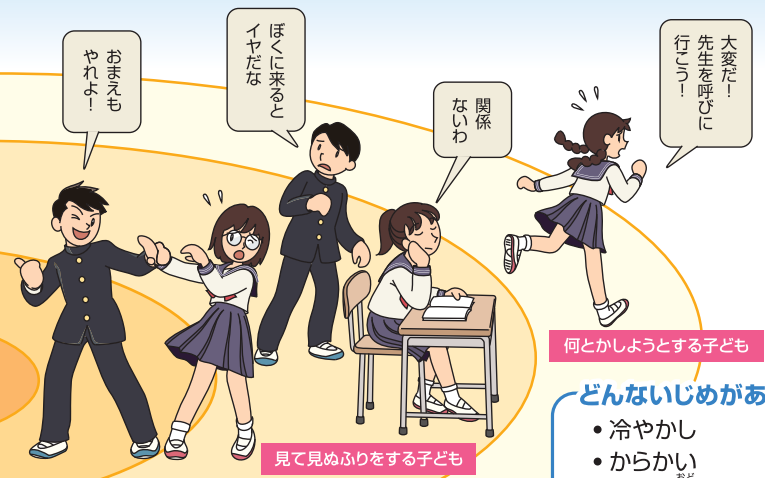


受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいいます。



何とかしようとする子ども

見て見ぬふりをする子ども

どんないじめがあるの？

- 冷やかす
- からかい
- 悪口や脅し
- 仲間はずし
- 集団による無視
- 持ち物隠し
- 使い走り
- プロレスごっこ
- 暴力
- 金品の要求
- パソコンや携帯電話での誹謗中傷

《 することが、いじめを助長します。》

許されないことです！

たりするまで追い込まれてしまうこともあります。

ことを知ってください！

早期発見 チェックリスト

「いじめられている子どもが出すサイン」(例)

- あいさつしても返事がかえってこなくなった。
- 家族との対話を避けるようになった。
- 付き合う友だちが急に変わり、学校や友だちのことを話さなくなった。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなった。
- 感情の起伏が激しくなり、動物やもの等に八つ当たりするようになった。
- 登校時に身体の不調を訴えるようになった。
- 食欲不振、不眠を訴えるようになった。
- 忘れ物が急に多くなった。
- 衣服が不自然に汚れたり破れたりすることが多くなった。
- 身体に原因不明のすり傷や打撲のあとが見られるようになった。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きなどが見られるようになった。
- 靴、上履き、傘等が隠されたり、いたずらされたりするようになった。
- 家から品物やお金を持ち出すようになった。
- 使い道のはっきりしないお金を欲しがるようになった。
- 持ち物をなくした、落としたなどと言うことが多くなった。

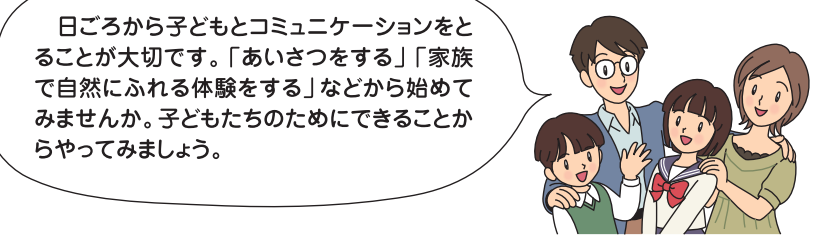
《 チェックして気になることがあったら、学校の先生などに相談しましょう。》

いじめが起こらないようにするために！

いじめの未然防止のために、人を思いやる気持ちを育てることが大切です。また、子どもが家庭で愛されていることを実感できるようにすることが重要です。

保護者のかかわり <未然防止のために>

- いじめは絶対してはいけないことを子どもに話す。
- 子どもの思いを受け止めながら話を聞く。
- 子どものよいところを見つけてほめる。
- 子どもを大切に思う気持ちを言葉や態度で伝える。
- 食事中は、テレビを消して会話を楽しむ。
- 子どもと一緒に過ごすなど、成長に応じたかかわりをもつ。
- メールやインターネットの使い方や危険性について親子で話し合う。
- 善悪の判断や思いやり等人間として大切なことをしっかり子どもに教える。



●いじめ相談窓口

全国統一いじめ相談ダイヤル【24時間対応】	0570-0-78310
県総合教育センター(教育相談専用電話)	0866-56-9115
【月・水・木・金9:00~17:00,火13:00~17:00】	
倉敷教育相談室【火~金9:00~16:00】	086-427-0244
高梁教育相談室【月・水・金9:00~16:00】	0866-22-9833
津山教育相談室【月・木・金9:00~16:00】	0868-24-1424

ハートフルおかやま110 総合相談窓口【8:30~23:00】	086-224-7110
sodan110@po1.oninet.ne.jp	
子どもほっとライン(子ども専用)	086-235-8639
【月~金17:00~23:00,土・日・祝8:30~23:00】	
kodomo@fine.ocn.ne.jp	
ヤングテレホン・いじめ110番【24時間対応】	086-231-3741
youngmail@pref.okayama.jp	
教育相談【8:30~23:00】	086-221-7490
子どもの人権110番(岡山地方司法局内)	0120-007-110
【月~金8:30~17:15】時間外は留守番電話対応	
子ども・家庭電話相談室(中央児童相談所内)	086-235-4157
【月~土9:00~20:00】	

ひろげようあふれる 笑顔と思いやり

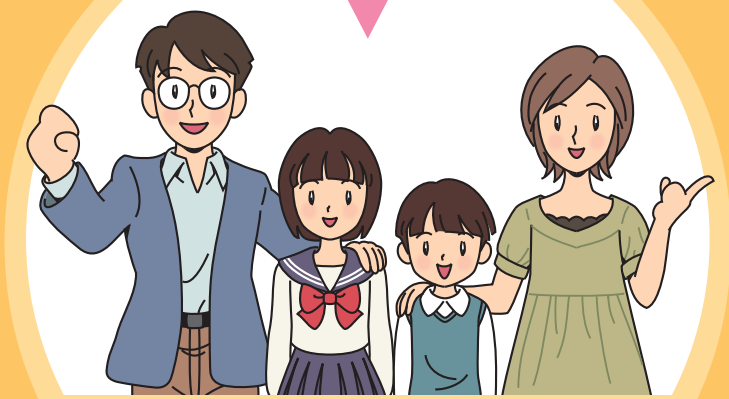
岡山県人権啓発シンボルマーク

岡山県人権教育推進マトリックス会議
総務課/教職員課/指導課/特別支援教育室/保健体育課/
生涯学習課/人権教育推進室/人権・同和教育課
(問い合わせ先)
岡山市内山下2-4-6 TEL 086-226-7611
岡山県教育庁人権・同和教育課

平成19年10月発行

STOP!
いじめ

いじめは人権侵害です



かけがえのない子どもたちのために
~わたしたち大人にできること~

岡山県教育委員会

いじめとは？

友だちなどから、心理的・物理的な攻撃を



最近のいじめの傾向は？

- 陰湿になっている。
- 集団的になっている。
- 外からは見えにくい。
- 深刻化しやすい。



《 はやし立てること、見て見ぬふり》

！いじめは“絶対”

いじめが原因で、不登校になったり、自殺を考えた

いじめられている子どもの

? いじめられている子どもは、なぜ「いじめられている」と言えないの？

「ひとりぼっちになりたくない」「弱い人間と思われたくない」「仕返しが怖い」「家族に心配をかけたくない」という苦しい気持ちで悩んでいるので、なかなか打ち明けられないのです。

《 日ごろから、子どもの様子に気を配り、いじめのサインに気付くことが大切です。》

●もし、いじめられていることが分かったら...

- 本人の苦しみや恐怖感を分かろうとすることが大切です。
- 子どもの話をしっかり聞いて、気持ちを受け止め、安心感を与えることが大切です。
- 「がんばれ」「しっかりしろ」等の言葉だけの安易な励ましは、かえって逆効果です。
- 学校の先生に相談して、一緒に子どもを支えましょう。
- 巻末のいじめ相談窓口に相談することもできます。

！「全力であなたを守る」ことを伝えましょう。

いじめている子どものことを知ってください!

? どうしていじめをするのか?

不満やストレスのはけ口として起こりがちです。



● もし、いじめていることに気付いたら...

- いじめられている人の気持ちを考えさせ、いじめは絶対に許されないということを話し、いじめをやめさせましょう。
- 頭ごなしにしかるのではなく、思いを十分聴きましょう。
- 何が不満なのか、ストレスの原因は何なのかを一緒に考えましょう。
- 子どもがストレスの原因となっている課題を解決できるように寄り添いましょう。
- 事実を学校に伝えて、学校と連携をとりながら子どもを支えましょう。

話し合ってみてください!

はやし立てたり見て見ぬふりをしたりしていることはありませんか?

● 子どもの周りでいじめがあると分かったら...

- 「次は自分がいじめられるかもしれない」という不安をもっていることも考えられます。しっかり話を聴きましょう。
- 周りではやし立てることや、見て見ぬふりをすることは、いじめを助長することを話しましょう。
- いじめられている人の気持ちを考えて、いじめをなくすためにどうすればいいか子どもと話し合ってみましょう。
- 事実を学校に伝えて、学校と協力して解決できるように努めましょう。

「いじめられる側にも問題がある」
「昔もいじめはあった」
「時期がくれば、そのうち解決するだろう」

注意!

...という考えでは、問題は解決しません。

いじめられている子どもの気持ちを考えることが大切です。
どんな理由があっても、いじめという行為をすることは許されません。

パソコンや携帯電話を使ったいじめも増えています!



個人を特定できるような内容や悪口を電子掲示板やチャットに書き込むと...

自分の知らないところで瞬時に広がります!

〇〇って、うざい。
今日、学校で、こんなことが...

携帯電話を使って、匿名でいじめメールが送られるという事例もあります。

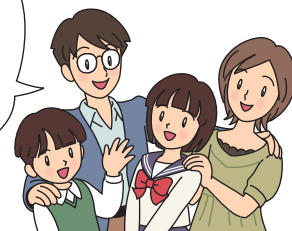


パソコンや携帯電話は、大人の分からないところで使っているけど、何かできることがあるのかな?

家庭内でパソコンや携帯電話のルールを作る

- メールや電子掲示板等には書き込むときは、読み返してから送信する。(相手の気持ちを考える。)
- 他人を傷つけるようなことを書き込まない。
- 名前や住所、メールアドレスを電子掲示板やアンケート等に入力しない。
- 携帯電話の番号やアドレスをむやみに人に教えない。
- 使用時間や使用場所等を決める。等

パソコンや携帯電話を持つ前に一緒にルールやマナーについて話し合しましょう。
すでに持っている場合も、子どもとパソコンや携帯電話の使い方について話し合ってみましょう。
子どもと一緒にルールを考えることが大切です。



● もし、電子掲示板などでいじめられていることが分かったら...

電子掲示板書き込みの削除など迅速な対応を!

- 内容、書き込みの時間や電子掲示板のアドレス(URL)を保存し、状況証拠を残す。
- サイト管理者に削除要請(メール・電話・FAX)を行い、状況によっては警察に相談し、協力を得る。

削除要請の仕方など、相談したいときには...

岡山県警察本部サイバー犯罪対策室へ相談することもできます。

TEL:086-234-0110(代表)

保護者の皆さんへ

平成19年6月から3回、大学や家庭裁判所、児童相談所、社会教育関係団体、PTA等の関係の方々による「岡山県いじめ対策行動推進会議」を開催し、様々な視点から、いじめへの対応について話し合いを行いました。
最近の事例として、インターネットや携帯電話を利用したいじめを取り上げます。

いじめを取り巻く現状と背景について

現状

- 一人の子どもをターゲットにし、大人の見えないところでいじめが執拗に繰り返され、それが次第にエスカレートして、子どもを追い込んでいく。
- インターネットのサイトや携帯電話のメールによって、相手を誹謗中傷するいじめが発生している。
- たかりや暴力等、犯罪行為としてのいじめが発生している。
- 自分がいじめられる側になるのを恐れて、子どもたちだけでいじめが止めにくなっている。
- いじめているという意識がなく、指摘されてもいじめを認めない子どもや保護者も見られる。

背景

- 対人関係能力やコミュニケーション能力の低下などによる人間関係の希薄化。
- 日常生活の中で抱えているストレスの増大。
- 自己中心的な考え方。

家庭での取組

子どもは成長していく過程でしっかり愛されることが必要である。

- 手伝いをさせたり、家族としての役割を与えたりして、家族の一員としての自覚をもたせる。
- あいさつなどの言葉によるコミュニケーションを多くもち、明るく、温かい雰囲気にかける。

幼少期からのしつけや基本的生活習慣が重要である。

- 家庭で決めたルールを、きちんと守らせる。
- 保護者が手本を見せて、基本的な生活習慣を身に付けさせる。

いじめについて話し合う。

- いじめを受けたときは、一人で悩まないで、親や教師に相談するよう伝える。
- 保護者として、子どもの変化をしっかり見つめる。

学校との連携を深める。

- 授業参観や学級便り等で、学校での子どもの様子を理解する。
- 保護者懇談会などに積極的に参加し、教師や他の保護者との話し合いを深める。

関係機関や地域の支援を得る。

- 自分の子どもがいじめられていると感じたら、家庭だけでなく、学校、教育委員会、教育相談窓口等に連絡し、対応の仕方を相談する。
- 日ごろから保護者同士のネットワークを築いておき、いじめの問題が起きた場合などに、保護者同士が連携して解決を図る。

いじめ問題に対する提言!

インターネットのサイトや電子掲示板への書き込みへの対応

インターネットなどを利用したいじめは、

- 匿名性が強いので、書き込みをした人物の特定やいじめの事実の把握が難しい。
- 瞬時に広がる恐れがある。
- 削除依頼しても削除されないことや、削除依頼者の名前がサイトに載せられ、二次被害が発生することがある。
- 名誉毀損などの犯罪になる場合もある。

等の問題がある。

家庭での対応

- 内容、書き込みの時間や電子掲示板のアドレス(URL)は保存し、印字する。
URL:インターネット上で住所にあたる記号(<http://www...>)
- 被害の拡大を防止するため、早急に学校に相談するとともに、名誉毀損などの犯罪になる場合もあるため、警察へ相談する。
- 警察が犯罪として取り扱う場合は、事実確認、加害者の特定を行うため、家庭から削除の依頼をしない。
- 警察が犯罪として取り扱わない場合は、サイト内に示してある方法に従い、サイトの管理人に書き込みの削除を依頼する。
- 削除依頼者の名前がサイトに載せられ、それに対して二次被害を受ける場合もあるので、説明をよく読む。
- 不明な場合には、警察や学校に相談して削除依頼を行う。

削除依頼をするときは...

- サイトによって、削除方法が違い、その説明を記載した場所も様々であるが、「ガイドライン」「プライバシーポリシー」「利用規約」といった文字が「会社概要」等と共に、ホームページの下部に書かれておることが多く、その文字の部分をクリックすると削除依頼の方法が書かれていることが多い。

例) 一社概要-ガイドライン-お問い合わせセ-ヘルプ-



提言は、県教育庁指導課のHPで見ることができます。
(URL) http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=146